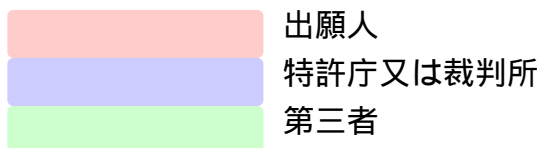
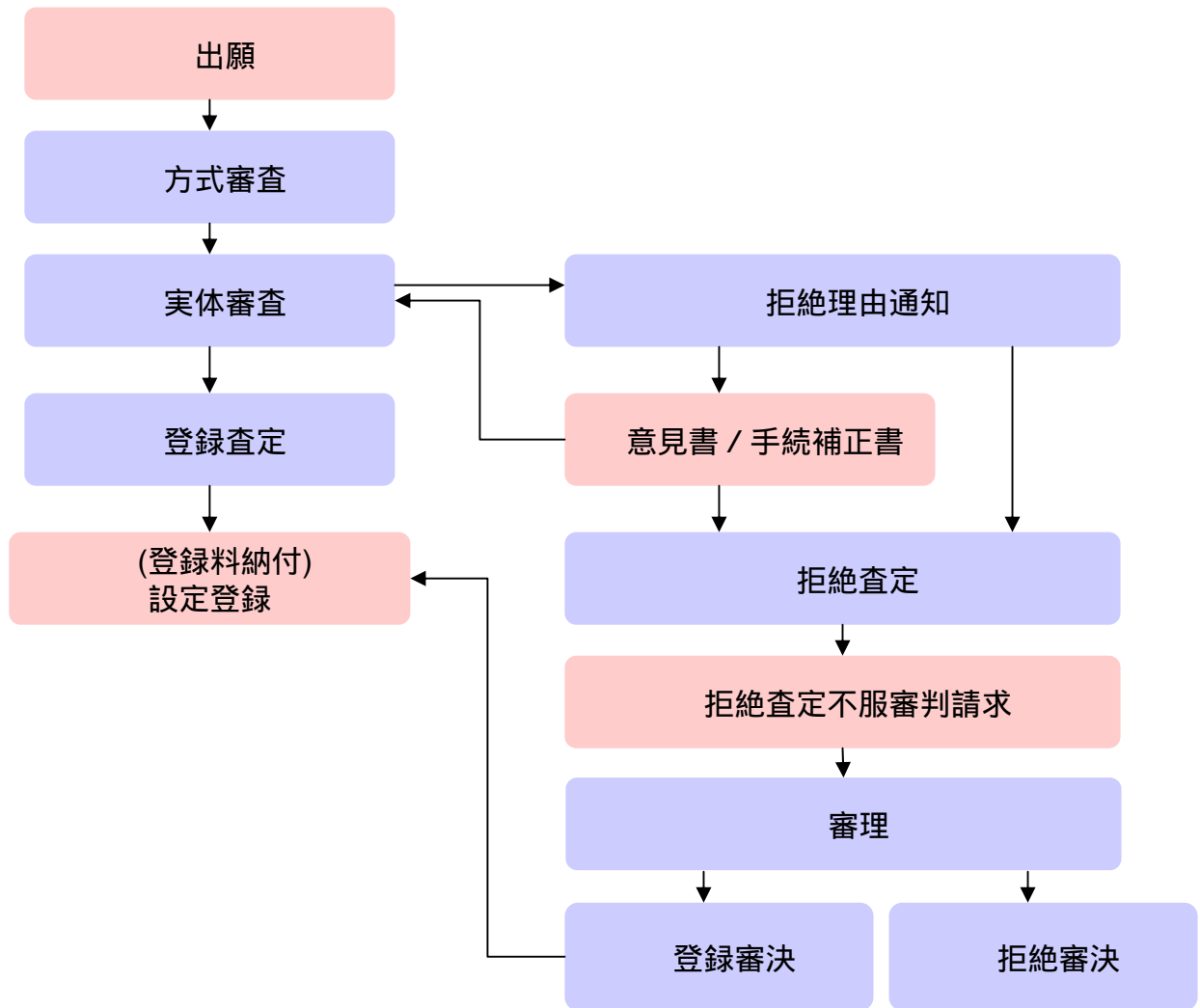


意匠権取得までの一連の手続き



意匠出願フローの簡単な説明

出願

- ・ 願書、図面（必須）を提出する。
- ・ 出願料を納付する。

方式審査

- ・ 提出書類が方式的要件を満たしているか否かの審査
- ・ 方式的要件を満たしていない場合は補正命令が出される。

実体審査

- ・ 意匠出願の内容が登録要件（新規性・創作性等）を満たしているか否かの審査
- ・ 出願審査請求制度はなく、出願審査請求を行わずとも実体審査が行われる。

拒絶理由通知

- ・ 審査官が、意匠出願の内容が登録要件を満たしていないと判断した場合に、出願人に対してその理由を通知する書類

意見書 / 補正書

- ・ 出願人は、拒絶理由通知に対して、反論するための書類（意見書）及び出願内容を補正するための書類（手続補正書）を提出することができる。

登録査定（登録審決）

- ・ 審査官が、意匠出願の内容が拒絶理由を有していないと判断した場合に行う、意匠権を付与する旨の行政処分

拒絶査定

- ・ 審査官が、拒絶理由が解消されていないと判断した場合に行う、意匠権を付与しない旨の行政処分

拒絶査定不服審判

- ・ 出願人が、拒絶査定に対して行う不服申し立て手続
- ・ 拒絶査定謄本送達後 30 日以内に行わなければならない。

審理

- ・ 3 人又は 5 人の審判官合議体により拒絶査定の妥当性が判断される。

拒絶審決

- ・ 審理の結果、拒絶査定が妥当であると判断された場合になされる審判請求不成立の審決
- ・ 出願人は、審決謄本送達日から 30 日以内に審決の取消を求めて東京高等裁判所に出訴することができる。

設定登録

- ・ 出願人は、登録査定謄本の送達後 30 日以内に登録料を納付しなければならない。
- ・ 登録料が納付されると、意匠権の設定登録がなされ、意匠権が発生する。